

元高漁港第 439 号  
令和 2 年 3 月 4 日

建設工事等の受注者 様

高知県知事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止  
措置等の解釈について（通知）

このことについて、高知県水産振興部が発注し、既に契約している建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から一時中止や工期（履行期限）の延長の申し出ができる場合については、建設工事等の従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、建設工事等の従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、建設工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL：088-821-4615

漁業振興課構造改善担当

TEL：088-821-4613